

委任契約書(民事・家事事件用)

甲 (委任者)
乙 (受任者) あべの総合法律事務所
弁護士

本日、甲乙間において、下記の事件(以下事件という)につき委任契約を締結した。
記

- 1 相手方
- 2 事件の表示
 訴訟事件 (裁判所:)
 調停事件 (裁判所:)
 交渉事件
 申請・申立事件 (申立先:)
受任の範囲

- 3 係争対象額 円
- 4 備考

- (1) 訴訟事件の場合は、その審級についての委任であり、事件が上級審に移行する場合は、別途委任契約を締結することとする。
- (2) 交渉事件から調停・訴訟事件、調停事件から訴訟事件に移行する場合、及び関連事件が派生した場合は、原則として別途委任契約を締結することとする。

第1条 甲は乙に、本委任時に、以下の通り着手金を支払い、費用を預託する。

- 1 (1) 着手金 金 円
(参考: 当事務所の報酬規程着手金標準額 金 円)
消費税(上記着手金額の5%) 金 円
- (2) 支払い期限 年 月 日(一括)
 別紙分割支払計画書のとおりとする。

- (3) 原則として、乙は甲に着手金の追加は請求しないが、事件の処理が当初の予想をはるかに上回って複雑・困難・長期となることが見込まれるに至った場合は、甲と乙は着手金の追加について誠実に協議することとする。

- 2 (1) 費用(概算として) 金 円
ただし、印紙・郵券・謄写料・旅費・日当・保証金・供託金・支払い金などとして。
- (2) 費用に不足が生じたときは、甲は速やかに不足分を乙に追加預託する。
- (3) 乙は、事件終了後甲に対し、預託費用残金を清算して返還する。

第2条 甲は乙に対し、事件終了時に、直ちに下記の報酬金を支払う。

- 報酬金 金 円
- 当事務所の報酬規程に定める報酬額の
 - a 増額許容上限額
 - b 標準額
 - c 減額許容最低額
 - d 標準額の %
 - e 得られた利益の %
 - f その他

消費税(上記報酬金額の5%)

第3条 甲が乙の承諾なしに事件を和解(示談)、取下げ等により終了させ、又は正当な理由なく本委任契約を解約したとき、もしくは甲の責任により事件の処理を不能にしたときでも、乙は甲に、前条に定める報酬金及び消費税を請求することができる。

甲がこれを支払わないときは、乙はこれと甲からの預かり金とを相殺することができる。

第4条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい不信行為をしたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

この場合、契約解除に至る経緯、それまでの事務処理の量及び割合等を総合的に考慮して、着手金の全部又は一部の返還につき、協議して定める。

以上の合意の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

(甲)

(乙) あべの総合法律事務所
弁護士

印

印